

岩手労働局
平成 23 年 11 月 25 日

照会先	職業安定部 職業対策課長 昆 恵喜 地方障害者雇用担当官 高屋 敏彦 (電話) 019-604-3005 (FAX) 019-604-1533
-----	---

岩手県における障害者雇用状況の集計結果

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

～民間企業の実雇用率は 1.77%、雇用障害者数は過去最高を更新～

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めております。

厚生労働本省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 23 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめ、本日発表したところですが、岩手県分の集計結果については、次のとおりです。

【集計結果の概要】

民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）

- 雇用されている障害者の数、実雇用率 [詳細表 1(1)]
 - ・民間企業に雇用されている障害者の数は、2,185.5 人と過去最高を更新した。
 - ・雇用者のうち、身体障害者は 1,464.5 人、知的障害者は 636 人、精神障害者は 85 人であった。
- ※仮に、本年について ~~改正前~~ の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算すると、2,131 人となり、前年より 0.8% (16.5 人) 減少となる。
 - ・実雇用率は、1.77% であり、法定雇用率達成企業の割合は 51.6% であった。
 - ※仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算すると、1.89% となり、前年より 0.03 ポイント増加となる。
- 産業別の状況 [詳細表 1(2)]
 - ・鉱・採石・砂利採取業、製造業、不動産・物品賃貸業、教育・学習支援業、医療・福祉業の 5 業種は、法定雇用率を上回っている。
- 企業規模別の状況 [詳細表 1(3)]
 - ・100～300 人未満、1,000 人以上規模企業において、法定雇用率を上回っている。
- 法定雇用率未達成企業の状況 [詳細表 1(4)]
 - ・法定雇用率未達成企業は 360 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が全体の 72.5% を占めている。

(注) 平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

公的機関における在職状況

- 県の機関（法定雇用率2.1%）〔詳細表2(1)〕
 - ・県の4機関に在職している障害者の数は168.5人、実雇用率は2.30%であり、全ての機関が法定雇用率を達成している。
※仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、実雇用率は2.33%程度となるものと推計される。
- 市町村の機関（法定雇用率2.1%）〔詳細表2(2)〕
 - ・市町村の機関に在職している障害者の数は261.0人、実雇用率は2.22%であり、45機関のうち42機関（93.3%）が法定雇用率を達成している。
※仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、実雇用率は2.28%程度となるものと推計される。
- 県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）〔詳細表2(3)〕
 - ・2.0%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在職している障害者の数は166.0人、実雇用率は1.75%であった。
県教育委員会については、実雇用率は1.75%、不足数22人となっており、徐々に改善されているが、法定雇用率にはまだ開きがある。
※仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、実雇用率は1.73%程度となるものと推計される。

地方独立行政法人等における雇用状況 〔詳細表3〕

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は5.0人、実雇用率は1.60%であった。
※仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、実雇用率は1.81%程度となるものと推計される。

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。）

○ 民間企業	一般の民間企業 （56人以上規模の企業）	1.8%
	特殊法人等 (労働者数48人以上規模の特殊法人、独立行政法人及び国立大学法人等)	2.1%
○ 国、地方公共団体		2.1%
	(48人以上規模の機関)	
○ 都道府県等の教育委員会		2.0%
	(50人以上規模の機関)	

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 上記雇用率設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している。

「雇用障害者数」の計算方法

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。

◎対象となる障害者1人雇用している場合のカウント数

	常用労働者		短時間労働者
	週所定労働時間 30時間以上	週所定労働時間 20時間以上30時間未満	
身体障害者	1人		0.5人
重度	2人		1人
知的障害者	1人		0.5人
重度	2人		1人
精神障害者	1人		0.5人

※ 今回の制度改正により追加された部分

「法定雇用障害者数」の計算方法

「法定雇用障害者数」は、次の算式に従って計算される。

$$\text{法定雇用障害者数} = (\text{イ)企業等全体の常用労働者} + (\text{ロ)短時間労働者} \times 0.5) \times \text{法定雇用率}$$

※ (イ)は1週間の所定労働時間が30時間以上の者、(ロ)は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

※ 除外率設定業種に属する事業については、除外率に相当する労働者数（1人未満は切り捨て）を控除した数

除外率について

法定雇用障害者数算定の基礎となる常用労働者数の計算に当たっては、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その労働者から一定率に相当する労働者数を控除することとなる（前頁の「法定雇用障害者数」の算式を参照のこと。）。

平成 14 年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成 22 年 7 月 1 日から、すべての除外率設定業種について、除外率を 10 % ポイントずつ引き下げている。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5% → 0%	
・他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業　　・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製鍊・精製業を除く。)　　・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業　　・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・他の鉱業　　・採石業、砂・砂利・玉石採取業　　・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% → 15%	
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業　　・医療業　　・高等教育機関	40% → 30%	
・林業(狩猟業を除く。)	45% → 35%	
・金属鉱業　　・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業　　・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	

平成 23 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況 (詳細表)

<目次>

1. 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 1.8%)

(1) 概況	1
(2) 産業別雇用状況	2
(3) 企業規模別雇用状況	3
(4) 法定雇用率未達成企業の状況	3

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.1%)	4
(2) 市町村の機関(法定雇用率 2.1%)	4
(3) 法定雇用率 2.0%が適用される県等の教育委員会 (法定雇用率 2.0%)	5

3. 地方独立行政法人等における雇用状況 (法定雇用率 2.1%)

4. 統計

(1) 民間企業における雇用状況の推移	6
(2) 県の機関の状況(法定雇用率 2.1%)	7
(3) 市町村の機関の状況(法定雇用率 2.1%)	7
(4) 法定雇用率 2.0%が適用される県等の教育委員会の状況 (法定雇用率 2.0%)	8
(5) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.1%)	8

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(1) 概況

① 概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
岩手	企業 744 (726)	人 123,564.0 (115,327.0)	人 2,185.5 (2,147.5)	% 1.77 (1.86)	企業 384 (386)	% 51.6 (53.2)
全国	企業 75,313 (71,830)	人 22,260,915.5 (20,356,456.0)	人 366,199.0 (342,973.5)	% 1.65 (1.68)	企業 34,102 (33,742)	% 45.3 (47.0)

② 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$
岩手	人 2,185.5 (2,147.5)	人 396 (388)	人 33 (30)	人 615 (634)	人 49 (-)	人 1,464.5 (1,440.0)
全国	人 366,199.0 (342,973.5)	人 79,374 (76,575)	人 6,406 (5,007)	人 115,318 (113,638)	人 7,912 (-)	人 284,428.0 (271,795.0)

区分	知的障害者の数				精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	計 $c + d \times 0.5$
	人 141 (146)	人 25 (41)	人 299 (308)	人 60 (-)	人 636.0 (641.0)	人 64 (51)	人 42 (31)	人 85.0 (66.5)
	人 12,951 (11,836)	人 2,250 (1,929)	人 37,844 (35,636)	人 5,502 (-)	人 68,747.0 (61,237.0)	人 11,038 (8,542)	人 3,972 (2,799)	人 13,024.0 (9,941.5)

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成 22 年 6 月 1 日時点の数値であるが、平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

産業	企業数	法定雇用障害者数 の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
農・林・漁業	企業 7 (7)	人 800.0 (692.0)	人 7.0 (9.0)	% 0.88 (1.30)	企業 2 (4)	% 28.6 (57.1)
鉱・採石・砂利採取業	1 (0)	57.0 (0.0)	2.0 (0.0)	3.51 -	1 (0)	100.0 -
建設業	26 (21)	2,445.5 (1791.0)	40.0 (31.0)	1.64 (1.73)	17 (14)	65.4 (66.7)
製造業	205 (218)	34,154.5 (36,343.0)	691.5 (735.0)	2.02 (2.02)	123 (130)	60.0 (59.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (4)	380.0 (377.0)	3.0 (3.0)	0.79 (0.80)	1 (1)	25.0 (25.0)
情報通信業	14 (15)	2,395.5 (2,534.0)	30.5 (29.0)	1.27 (1.14)	6 (5)	42.9 (33.3)
運輸・郵便業	41 (35)	5,532.0 (4,324.0)	79.0 (69.0)	1.43 (1.60)	23 (21)	56.1 (60.0)
卸売・小売業	120 (117)	25,185.5 (21,408.0)	322.5 (301.5)	1.28 (1.41)	46 (52)	38.3 (44.4)
金融・保険業	14 (13)	5,584.0 (5,266.0)	71.5 (67.5)	1.28 (1.28)	4 (4)	28.6 (30.8)
不動産・物品賃貸業	6 (4)	831.0 (664.0)	15.0 (16.0)	1.81 (2.41)	4 (3)	66.7 (75.0)
学術研究、専門・技術サービス業	8 (9)	526.0 (646.0)	8.0 (11.0)	1.52 (1.70)	3 (4)	37.5 (44.4)
飲食店・宿泊業	27 (29)	4,386.5 (4,631.0)	57.5 (70.0)	1.31 (1.51)	12 (14)	44.4 (48.3)
生活関連サービス・娯楽業	37 (35)	5,146.5 (4,439.0)	64.5 (62.0)	1.25 (1.40)	13 (12)	35.1 (34.3)
教育・学習支援業	9 (7)	856.5 (657.0)	16.0 (13.0)	1.87 (1.98)	5 (4)	55.6 (57.1)
医療・福祉	168 (157)	24,360.0 (21,181.0)	626.5 (579.5)	2.57 (2.74)	99 (91)	58.9 (58.0)
複合サービス業	10 (12)	4,333.0 (5,242.0)	55.5 (69.0)	1.28 (1.32)	3 (4)	30.0 (33.3)
サービス業	47 (43)	6,590.5 (5,132.0)	95.5 (82.0)	1.45 (1.60)	22 (23)	46.8 (53.5)
計	744 (726)	123,564.0 (115,327.0)	2,185.5 (2,147.5)	1.77 (1.86)	384 (386)	51.6 (53.2)

注 1(1)表と同じ。

(3) 企業規模別雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成 22 年 6 月 1 日時点の数値であるが、平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

企 業 規 �模	企 業 数	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障 壱 者 の 数	実 雇 用 率	法定雇用率達 成企業の数	法定雇用率達 成企業の割合
人 56～100 未満	企 業 368 (330)	人 27,182.5 (23,932)	人 487.5 (487.5)	% 1.79 (2.04)	企 業 187 (172)	% 50.8 (52.1)
100～300 未満	296 (308)	47,713.5 (44,639)	874.0 (808.0)	1.83 (1.81)	156 (166)	52.7 (53.9)
300～500 未満	43 (47)	15,808.0 (15,654)	238.0 (246.0)	1.51 (1.57)	20 (24)	46.5 (51.1)
500～1000 未満	26 (32)	16,796.5 (20,012)	297.5 (393.0)	1.77 (1.96)	16 (20)	61.5 (62.5)
1,000以上	11 (9)	16,063.5 (11,090)	288.5 (213.0)	1.80 (1.92)	5 (4)	45.5 (44.4)
計	744 (726)	123,564.0 (115,327)	2,185.5 (2,147.5)	1.77 (1.86)	384 (386)	51.6 (53.2)

注 1 (1)表と同じ。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

企 業 規 模	法定雇用率 未達成企業 の数	不 足 数						左のうち障害 者の数が0人 である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	
56～ 100 人 未満	181 (100.0%)	181 (100.0%)	-	-	-	-	-	175 (96.7%)
100～ 300 人 未満	140 (100.0%)	67 (47.9%)	56 (40.0%)	13 (9.3%)	4 (2.9%)	-	-	68 (48.6%)
300～ 500 人 未満	23 (100.0%)	9 (39.1%)	4 (17.4%)	8 (34.8%)	2 (8.7%)	-	-	1 (4.3%)
500～ 1000 人 未満	10 (100.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)	-	0 (0.0%)
1,000人以上	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	360 (100.0%)	261 (72.5%)	61 (16.9%)	23 (6.4%)	10 (2.8%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	244 (67.8%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者数である。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成 22 年 6 月 1 日時点の数値であるが、平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	%	機関	%
岩手	4 (4)	7,326 (7,371)	168.5 (171.0)	2.30 (2.32)	4 (3)	100.0 (75.0)
全国	157 (156)	326,662.0 (303,351.0)	7,805.0 (7,598.5)	2.39 (2.50)	142 (148)	90.4 (94.9)

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の 重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

3 ()内は平成 22 年 6 月 1 日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率 2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成 22 年 6 月 1 日時点の数値であるが、平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	%	機関	%
岩手	45 (45)	11,735.5 (10,938)	261.0 (249.0)	2.22 (2.28)	42 (42)	93.3 (93.3)
全国	2,353 (2,372)	1,049,375.5 (939,759.0)	23,363.0 (22,547.5)	2.23 (2.40)	1,970 (2,098)	83.7 (88.4)

注 2 (1)表と同じ。

(3) 法定雇用率 2.0%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率 2.0%）

※ 各表の数値の下欄は平成 22 年 6 月 1 日時点の数値であるが、平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
岩手	機関 2 (2)	人 9,462 (9,640)	人 166.0 (163.0)	% 1.75 (1.69)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)
全国	機関 139 (130)	人 686,659.5 (628,850)	人 12,154.0 (11,212.0)	% 1.77 (1.78)	機関 94 (79)	% 67.6 (60.8)

注 1 2(1)表と同じ。

2 「法定雇用率 2.0%が適用される県等の教育委員会」とは、県教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成 22 年 6 月 1 日時点の数値であるが、平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	法人数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成法人の数	法定雇用率達成法人の割合
岩手	法人 2 (2)	人 312 (271)	人 5.0 (4.0)	% 1.60 (1.48)	法人 1 (1)	% 50.0 (50.0)
全国	法人 100 (82)	人 40,770 (30,342)	人 674.5 (574.0)	% 1.65 (1.89)	法人 57 (50)	% 57.0 (61.0)

注 1 (1)表と同じ。

4 統計

(1) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	岩 手					全 国				
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5
61年	455	50,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0
23年	744	123,564	2,185.5	1.77	51.6	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

(2) 県の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
知事部局	人 3,823	人 95.0	% 2.48	人 0.0	
医療局	3,032	64.5	2.13	0.0	
企業局	77	1.0	1.30	0.0	
警察本部	394	8.0	2.03	0.0	
計	7,326	168.5	2.30	0.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
盛岡市	人 1541.5	人 40.0	% 2.59	人 0.0	
盛岡市上下水道局	168.0	3.0	1.79	0.0	
盛岡市立病院	106.0	2.0	1.89	0.0	
宮古市	610.0	13.0	2.13	0.0	特例認定あり *2
大船渡市	333.0	6.0	1.80	0.0	
大船渡市教育委員会	91.0	2.0	2.20	0.0	
花巻市	693.5	14.0	2.02	0.0	
花巻市教育委員会	208.5	4.0	1.92	0.0	
北上市	418.5	7.0	1.67	1.0	*3
北上市教育委員会	171.0	5.0	2.92	0.0	
久慈市	346.0	9.0	2.60	0.0	
久慈市教育委員会	72.5	1.0	1.38	0.0	
遠野市	325.0	6.0	1.85	0.0	
遠野市教育委員会	53.0	1.0	1.89	0.0	
一関市	946.0	21.5	2.27	0.0	
一関地区広域行政組合	62.0	1.5	2.42	0.0	
一関市教育委員会	355.0	9.0	2.54	0.0	
陸前高田市	202.0	2.0	0.99	2.0	特例認定あり *2、*4
釜石市	388.0	8.0	2.06	0.0	特例認定あり *2
二戸市	289.0	7.0	2.42	0.0	
八幡平市	382.0	11.0	2.88	0.0	特例認定あり *2
奥州市	783.0	20.0	2.55	0.0	
奥州市総合水汎病院	77.0	2.0	2.60	0.0	
奥州市教育委員会	205.0	5.0	2.44	0.0	
零石町	284.0	7.0	2.46	0.0	特例認定あり *2
葛巻町	93.0	2.0	2.15	0.0	
岩手町	118.0	2.0	1.69	0.0	
滝沢村	266.0	5.0	1.88	0.0	特例認定あり *2
紫波町	192.0	4.0	2.08	0.0	
矢巾町	144.0	4.0	2.78	0.0	
西和賀町	137.5	5.0	3.64	0.0	
金ヶ崎町	128.0	1.0	0.78	1.0	*3
金ヶ崎町教育委員会	94.5	1.0	1.06	0.0	
平泉町	87.0	1.0	1.15	0.0	
藤沢町	77.0	2.0	2.60	0.0	
住田町	75.0	1.0	1.33	0.0	
大槌町	114.0	2.0	1.75	0.0	
山田町	166.0	5.0	3.01	0.0	
岩泉町	150.0	3.0	2.00	0.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
田野畠村	66.0	2.0	3.03	0.0	
普代村	61.0	1.0	1.64	0.0	
軽米町	112.0	2.0	1.79	0.0	
九戸村	74.0	2.0	2.70	0.0	特例認定あり *2
洋野町	277.0	5.0	1.81	0.0	特例認定あり *2
一戸町	193.0	4.0	2.07	0.0	
計	11735.5	261.0	2.22	4.0	

注1 4(2)表と同じ。

2 *2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
宮古市	宮古市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
零石町	零石町教育委員会
滝沢村	滝沢村教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会

3 *3の北上市においては、11月1日現在、新規雇用により、障害者の数8.0人、実雇用率1.91%、不足数0人となっている。

4 *3の金ヶ崎町においては、10月11日現在、新規雇用により、障害者の数2.0人、実雇用率1.55%、不足数0人となっている。

5 *4の陸前高田市においては、東日本大震災による人的被害が甚大であったことから、職員の死亡等により不足数が発生している。

(4) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
岩手県教育委員会	8936.5	156.0	1.75	22.0	
盛岡市教育委員会	525.5	10.0	1.90	0.0	
計	9462.0	166.0	1.75	22.0	

注 4(2)表と同じ。

(5) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岩手県立大学	251	4.0	1.59	1.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	61	1.0	1.64	0.0	
計	312	5.0	1.60	1.0	

注 4(2)表と同じ。